

令和7年 10月3日

厚生労働省保険局長

間 隆一郎 殿

令和8年度

臨床検査の診療報酬点数改定に係る

要望書

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会

代表理事 会長 横地 常広

【重点要望】

令和8年度診療報酬改定においては、昨今の物価高騰への対応や十分な賃上げを可能にする適正な改定をお願いいたします。

経済財政運営と改革の基本方針2025（骨太方針2025）においても、「高齢化による増加分に相当する伸びにこうした経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加分を加算する」とされております。医療機関の経営状況の悪化は各団体からの訴えにより明らかです。

医療機関の経営基盤強化及び医療関係職の処遇改善なくして、国民の命を守ることはできません。

国が定める公定価格である診療報酬について適正な改定を重ねてお願いいたします。

【個別要望】

要 望 書 要 点

＜尿・糞便等検査関連＞

1. 髄液一般検査の増点

D004 穿刺液・採取液検査

4 髄液一般検査

62点 → 80点

＜免疫学的検査関連＞

2. 血液型3項目及び不規則抗体の増点

D011 1 ABO血液型

24点 → 83点

D011 1 Rh(D)血液型

24点 → 71点

D011 3 Rh(その他の因子)血液型

148点 → 184点

D011 4 不規則抗体

159点 → 185点

＜微生物検査関連＞

3. 微生物学的検査の増点

D017 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査

3 その他のもの

67点 → 118点

D018 細菌培養同定検査

1 口腔、気道又は呼吸器からの検体

180点 → 264点

2 消化管からの検体

200点 → 356点

3 血液又は穿刺液

225点 → 233点

4 泌尿器又は生殖器からの検体

190点 → 267点

5 その他の部位からの検体

180点 → 279点

D019 細菌薬剤感受性検査

1	1 菌種	<u>185 点 → 254 点</u>
2	2 菌種	<u>240 点 → 508 点</u>
3	3 菌種以上	<u>310 点 → 762 点</u>

《検体検査管理関連》

【検体検査判断料】

4. 国際標準検査管理加算の検体検査管理加算（Ⅰ）における評価の見直し

D026 注 5 検体検査管理加算（Ⅰ）を算定した場合	<u>設定なし → 2 点（新設）</u>
-----------------------------	-----------------------

《生理検査関連》

【呼吸循環機能検査等】

5. 呼吸循環機能検査等の増点

D200 スパイログラフイー等検査

1	肺気量分画測定 (安静換気量測定及び最大換気量測定を含む)	<u>90 点 → 120 点</u>
2	フローボリュームカーブ（強制呼出曲線を含む）	<u>100 点 → 130 点</u>
4	呼気ガス分析	<u>100 点 → 130 点</u>

D201 換気力学的検査

1	呼吸抵抗測定 イ 広域周波オシレーション法を用いた場合	<u>150 点 → 180 点</u>
---	--------------------------------	----------------------

D202 肺内ガス分布

2	クロージングボリューム測定	<u>135 点 → 323 点</u>
---	---------------	----------------------

D203 肺胞機能検査

1	肺拡散能力検査	<u>180 点 → 323 点</u>
---	---------	----------------------

【超音波検査等】

6. 超音波エラストグラフィの要件の見直し

D215-3 超音波エラストグラフィ

要件に乳がんの鑑別での使用を追加	<u>設定なし → 200 点（新設）</u>
------------------	-------------------------

《病理検査関連》

【病理標本作製料】

7. 婦人科材料等液状化検体細胞診加算の見直し

N004 細胞診 注 1、婦人科材料等液状化検体細胞診加算	<u>45 点 → 100 点</u>
-------------------------------	---------------------

8. 迅速細胞診の見直し

N003-2 迅速細胞診

DPC/PDPS における迅速細胞診の出来高算定への見直し	<u>包括 → 出来高</u>
-------------------------------	-----------------

《タスク・シフト/シェア関連》

【診断穿刺・検体採取料】

9. 血液採取料（静脈）の増点

D 400 血液採取（1 日につき）

1 静脈

40 点 → 50 点

1 0. 鼻腔・咽頭拭い液採取料の増点

D419 その他の検体採取

6 鼻腔・咽頭拭い液採取

25 点 → 35 点

【手術医療機器等加算】

1 1. 脊髄誘発電位測定等加算（術中モニタリング検査）の増点

K930 1 脳、脊椎、脊髄又は大動脈瘤の手術に用いた場合

3,630 点 → 5,730 点

【入院基本料等加算】

1 2. 臨床検査技師による病棟検査業務実施加算の新設

設定なし → 100 点（週 1 回）

1 3. 認知症ケア加算算定要件 必須職種へ臨床検査技師の追加

A247-1 認知症ケア加算 1 設定なし→④専任の臨床検査技師（適切な研修を修了した者）

A247-2 認知症ケア加算 2 設定なし→②研修を受けた臨床検査技師の常勤配置

【在宅患者診療・指導料】

1 4. 在宅臨床検査迅速実施包括加算の新設

設定なし → 所定点数合算の 100 分の 10

【在宅療養指導管理料】

1 5. 持続血糖測定器加算における算定要件の職種への追加

設定なし → 臨床検査技師の追加

令和 8 年度診療報酬改定に係る要望書

(髄液一般検査の増点)

申請団体 一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会

代表理事 会長 横地 常広

令和 7 年 10 月 3 日

< 技 術 名 >	
医療技術評価：髄液一般検査の増点	
< 概 略 >	
髄液一般検査において、細胞数算定や細胞分類は、目視法で行われることが多く検査時間を要し、検査スキルも重要である。現在の診療報酬と検査を実施する上でのコストの間に乖離があるため、増点を要望する。	
現 行	特掲診療料 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 尿・糞便等検査 D004 穿刺液・採取液検査 4 髄液一般検査 62 点
改定の 必要性 と根拠	国民への安全かつ良質な医療を提供するためにも、検査手技料（技術料）並びに検査に必要な機器、機材、器具、試薬などの必要経費については、実費相当額を診療報酬として考慮していただきたい。 ・調査実施期間 令和 6 年 11 月～令和 7 年 1 月 ・調査対象期間 令和 5 年 1 月 1 日～令和 5 年 12 月 31 日または令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日までの 1 年間、もしくは令和 6 年 4 月 1 日～令和 6 年 9 月 30 日までの半年間、もしくは最近の一定期（概ね 1 ヶ月以上） ・調査実施団体 日本臨床衛生検査技師会 日本臨床検査医学会 ・調査回答施設 117 施設 ・調査方法 コスト調査票（ファイル）を配布 ・1 検査（1 患者）当たりのコストを算出 ・人件費は、実働時間（分）に臨床検査技師の分給額※（72 円）を乗じて算出した ※臨床検査技師の分給については、人事院国家公務員の給与/賞与に加え、検査機関負担分の現金給与以外の労働費用（社会保険費用等）も加えた費用から算出した。 ・試薬・消耗品は、1 検体当たりの材料費、及び試薬費の合計額から算出した。 ・自動分析法と用手法を併用している施設は、その利用率に応じて、各方法による検査コストの加重平均を算出して、コスト分布図を作成した。 コスト調査では、中央値が 803 円と算出したため、80 点の増点を要望する。
改定 (案)	特掲診療料 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 尿・糞便等検査 D004 穿刺液・採取液検査 4 髄液一般検査 <u>62 点 → 80 点</u>
連絡先	益田 泰蔵 一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会 〒143-0016 東京都大田区大森北 4 丁目 10 番 7 号 TEL 03 - 3768 - 4722 FAX 03 - 3768 - 6722

令和 8 年度診療報酬改定に係る要望書

(血液型 3 項目及び不規則抗体の増点)

申請団体 一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会

代表理事 会長 横地 常広

令和 7 年 10 月 3 日

< 技 術 名 >	
医療技術評価： 血液型 3 項目及び不規則抗体の増点	
< 概 略 >	
いずれも医療において基本的かつ重要な検査であるにも関わらず、採算が合わない項目である。医療安全の観点から検査の品質・精度を担保する上で、実施コストに見合った保険点数を要望する。	
現 行	特掲診療料 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 免疫学的検査 D011 免疫血液学的検査 1 ABO 血液型、Rh(D)血液型 24 点 3 Rh(その他の因子)血液型 148 点 4 不規則抗体 159 点
改定の 必要性 と根拠	国民への安全かつ良質な医療を提供するためにも、検査手技料（技術料）並びに検査に必要な機器、機材、器具、試薬などの必要経費については、実費相当額を診療報酬として考慮していただきたい。 ・ 調査実施期間 令和 4 年 11 月～令和 4 年 12 月 (D011 1, 3) 令和 2 年 11 月～令和 2 年 12 月 (D011 4) ・ 調査対象期間 令和 3 年 1 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日の 1 年間 (D011 1, 3) 令和元年 1 月 1 日～令和元年 12 月 31 日の 1 年間 (D011 4) もしくは最近の一定期（概ね 1 ヶ月以上） ・ 調査実施団体 日本臨床衛生検査技師会 日本臨床検査医学会 ・ 調査回答施設 ABO 血液型、Rh(D)血液型 104 施設 / Rh(その他の因子)血液型 32 施設 不規則抗体 69 施設 ・ 調査方法 コスト調査票（ファイル）を配布 ・ 1 検査あたりのコスト内訳（水道光熱費、建物代は含まない） ・ 人件費 ・ 試薬 ・ 消耗品費 ・ 装置費 人件費については、実働時間（分）に臨床検査技師の分給額（72 円）を乗じて算出。 臨床検査技師の分給については、人事院国家公務員の給与/賞与に加え、医療機関負担分の現金給与以外の労働費用（社会保険費用等）も加えた費用から算出。 ・ 1 検査あたりのコスト試算方法 検査一件あたりのそれぞれの費用を直接調査。ただし、他の検査項目と共有している物品等については検査実績に応じて按分。 コスト調査では、ABO 血液型の中央値が 830 円、Rh(D)血液型の中央値が 711 円、Rh(その他の因子)血液型の中央値が 1,840 円、不規則抗体の中央値が 1,852 円であり、それぞれ増点を要望する。
改定 (案)	特掲診療料 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 免疫学的検査 D011 免疫血液学的検査

	1 ABO 血液型 <u>24 点 → 83 点</u> 1 Rh(D) 血液型 <u>24 点 → 71 点</u> 3 Rh(その他の因子) 血液型 <u>148 点 → 184 点</u> 4 不規則抗体 <u>159 点 → 185 点</u>
連絡先	益田 泰蔵 一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会 〒143-0016 東京都大田区大森北 4 丁目 10 番 7 号 TEL 03 - 3768 - 4722 FAX 03 - 3768 - 6722

令和 8 年度診療報酬改定に係る要望書

(微生物学的検査の増点)

申請団体 一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会

代表理事 会長 横地 常広

令和 7 年 10 月 3 日

< 技 術 名 >	
医療技術評価：微生物学的検査の増点	
< 概 略 >	
感染症診断に必要な微生物学的検査の「D017 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査」「D018 細菌培養同定検査」「D019 細菌薬剤感受性検査」は、現在の診療報酬と実際に必要とするコストの間に大きな乖離がある。適正な検査の実施のためにも診療報酬の増点を要望する。	
現 行	特掲診療料 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 微生物学的検査 D017 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査 3 その他のもの 67 点 D018 細菌培養同定検査 1 口腔、気道又は呼吸器からの検体 180 点 2 消化管からの検体 200 点 3 血液又は穿刺液 225 点 4 泌尿器又は生殖器からの検体 190 点 5 その他の部位からの検体 180 点 D019 細菌薬剤感受性検査 1 1 菌種 185 点 2 2 菌種 240 点 3 3 菌種以上 310 点
改定の 必要性 と根拠	微生物学的検査は、菌の形態および染色性から起炎菌を迅速に推定する検査等、感染症の診断に必須である。診療報酬における「D017 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査」「D018 細菌培養同定検査」「D019 細菌薬剤感受性検査」は、採取手技料（技術料）並びに機材、器具などの必要経費について、実際に必要とするコストの間に大きな乖離があるため実費相当額を診療報酬として考慮していただきたい。 ・調査対象期間 平成 29 年 1 月～12 月、あるいは平成 29 年年 4 月～2018 年 3 月もしくは最近の特定期間 ・調査実施団体 日本臨床検査医学会 日本臨床微生物学会 日本臨床衛生検査技師会 ・調査回答施設 医療機関 91 施設 ・調査方法 コスト調査票（ファイル）を配布 ・1 検査あたりのコスト内訳（水道光熱費、建物代は含まない） ・人件費 ・試薬・消耗品費 ・装置費 ・1 検査あたりのコスト試算方法 共通の物品・作業が多いためリソースリストを作成し総費用を算出後、各検査の検査実績に応じて各検査の 1 検査当たりの費用を試算し、コスト調査の中央値から算出し要望する。

改定 (案)	特掲診療料 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 微生物学的検査 D017 排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査 3 その他のもの <u>67点 → 118点</u> D018 細菌培養同定検査 1 口腔、気道又は呼吸器からの検体 <u>180点 → 264点</u> 2 消化管からの検体 <u>200点 → 356点</u> 3 血液又は穿刺液 <u>225点 → 233点</u> 4 泌尿器又は生殖器からの検体 <u>190点 → 267点</u> 5 その他の部位からの検体 <u>180点 → 279点</u> D019 細菌薬剤感受性検査 1 1菌種 <u>185点 → 254点</u> 2 2菌種 <u>240点 → 508点</u> 3 3菌種以上 <u>310点 → 762点</u>
連絡先	益田 泰蔵 一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会 〒143-0016 東京都大田区大森北4丁目10番7号 TEL 03 - 3768 - 4722 FAX 03 - 3768 - 6722

令和 8 年度診療報酬改定に係る要望書
(国際標準検査管理加算の検体検査管理加算 (Ⅰ) における評価の見直し)

申請団体 一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会

代表理事 会長 横地 常広

令和 7 年 10 月 3 日

＜ 技 術 名 ＞	
医療技術評価：国際標準検査管理加算の検体検査管理加算 (Ⅰ) における評価の見直し	
＜ 概 略 ＞	
現行の診療報酬において、国際標準検査管理加算は検体検査管理加算Ⅱ、Ⅲ、Ⅳに対する加算として、入院中の患者に限り算定可能となっている。 しかし、外来においても、検査の品質・精度保証は同様であり、施設基準に適合している保険医療機関において、検体検査管理加算 (Ⅰ) を算定した場合も、国際標準検査管理加算 (入院 40 点、外来 2 点) を算定可能とするよう、算定要件の変更を要望する。	
現 行	特掲診療科 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 2 款 検体検査判断料 D026 検体検査判断料 注 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、検体検査管理加算 (Ⅱ)、検体検査管理加算 (Ⅲ) 又は検体検査管理加算 (Ⅳ) を算定した場合は、国際標準検査管理加算として、40 点を所定点数に加算する。
改定の 必要 性と根拠	国際標準検査管理加算算定施設において、入院患者における検査は増点評価が行われているが、同様の基準で実施されている外来患者における検査については評価されていない。また、当該国際標準は、検査結果の可搬性・互換性を担保するためにも重要であるが、現行の加算では、概ね病床数 500 床以上でないと維持費用に見合わない。検体検査の国際標準を担保する地域医療機関を増やすためにも、外来患者検査に対し評価出来るよう算定要件の変更を要望する。 検体検査管理加算 (Ⅳ) : (Ⅰ) = 500 点 : 40 点 の比率を基に 2 点を要望する。
改定 (案)	特掲診療科 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 2 款 検体検査判断料 D026 検体検査判断料 注 4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、<u>検体検査管理加算 (Ⅰ) を算定した場合は、国際標準検査管理加算として、2 点を所定点数に加算する。</u>また、検体検査管理加算 (Ⅱ)、検体検査管理加算 (Ⅲ) 又は検体検査管理加算 (Ⅳ) を算定した場合は、国際標準検査管理加算として、40 点を所定点数に加算する。
連絡先	益田 泰蔵 一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会 〒143-0016 東京都大田区大森北 4 丁目 10 番 7 号 TEL 03 - 3768 - 4722 FAX 03 - 3768 - 6722

令和 8 年度診療報酬改定に係る要望書

(呼吸循環機能検査等の増点)

申請団体 一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会

代表理事 会長 横地 常広

令和 7 年 10 月 3 日

< 技 術 名 >	
医療技術評価：呼吸循環機能検査等の増点	
< 概 略 >	
呼吸循環機能検査は、呼吸機能障害の有無やその程度の評価など日常診療に大きな役割を担っている。また検査の特徴として、検査者の高いスキルが求められ、人手や手間がかかる検査である。現在の診療報酬では、実際のコストと乖離があるため増点を要望する。	
現 行	特掲診療科 第 3 部 検査 第 3 節 生体検査料 呼吸循環機能検査等 D200 スパイログラフィー等検査 1 肺気量分画測定 90 点 (安静換気量測定及び最大換気量測定を含む) 2 フローボリュームカーブ (強制呼出曲線を含む) 100 点 4 呼気ガス分析 100 点 D201 換気力学的検査 1 呼吸抵抗測定 イ 広域周波オシレーション法を用いた場合 150 点 D202 肺内ガス分布 2 クロージングボリューム測定 135 点 D203 肺胞機能検査 1 肺拡散機能力検査 180 点
改定の 必要 性と根拠	呼吸循環機能検査等に含まれる、スパイログラフィー等検査 (D200) や換気力学的検査 (D201) は、1) 呼吸機能障害の有無とその程度の評価、2) 治療効果および予後の判定、3) 手術の適応の決定および術後の活動能力の判定、4) 心臓疾患による呼吸困難との鑑別などであり、日常診療の中で重要な役割を担っている。検査の特徴として、被検者の理解や努力、検査者の検査手技 (説明や声かけ) により検査結果が大きく変化するため、検査者の高いスキルが求められる検査である。 近年、悪性新生物、心疾患、脳血管疾患、糖尿病などの死因順位上位の疾患の中で、呼吸器疾患である COPD (慢性閉塞性肺疾患) による死亡数が増加している。 COPD は、生活習慣病の主要な疾患に加えられ、医療費削減のためにも早期診断、早期治療が強く求められる。しかし、COPD の初期は自覚症状がほとんど無いため、早期の診断および治療には肺機能検査が非常に有効であり不可欠な検査である。

	・1 検査あたりのコスト内訳（水道光熱費、建物代は含まない） ・人件費 ・消耗品費 ・装置費 ・1 検査あたりのコスト試算方法 装置及び消耗品：装置（スパイロメータ）、検査時に使用するマウスピース（1 検体あたり約 250 円） 人件費：検査に掛かる実働時間として概ね 5 分～20 分。（臨床検査技師の場合は分給 72 円を乗じた約 360 円～1,400 円）を考慮して増点要望とする。 肺内ガス分析、肺胞機能検査関連について 肺精査機器 価格 1,000 万円 減価償却費/年（期間は 10 年）100 万円、1 検査あたりの価格は 833 円（1 日 5 件、月 100 件、年 1200 件で算出）、消耗品 マウスピース 250 円、プラスチックノーズグリップ 450 円、各種ガス、2 種混合ガス（He 80%、O₂ 20%）：39,000 円、4 種混合ガス（CO 0.03% He 10% O₂ 20% N₂ Balance）：72,000 円、O₂ 7000 円となり一件 300 円と換算し合計 1,833 円である。人件費 1,400 円を加えて 3,233 円となる。 以上より、臨床検査技師が実施した場合、1 検査あたり 3,233 円である。 呼吸循環機能検査は非常に重要な検査で、精度が求められ検査時間も非常に有する検査であることから増点要望とする。
改定 (案)	特掲診療科 第 3 部 検査 第 3 節 生体検査料 呼吸循環機能検査等 D200 スパイログラフイー等検査 1 肺気量分画測定 <u>90 点→120 点</u> （安静換気量測定及び最大換気量測定を含む） 2 フローボリュームカーブ（強制呼出曲線を含む） <u>100 点→130 点</u> 4 呼気ガス分析 <u>100 点→130 点</u> D201 換気力学的検査 1 呼吸抵抗測定 イ 広域周波オシレーション法を用いた場合 <u>150 点→180 点</u> D202 肺内ガス分布 2 クロージングボリューム測定 <u>135 点→323 点</u> D203 肺胞機能検査 1 肺拡散機能力検査 <u>180 点→323 点</u>
連絡先	益田 泰蔵 一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会 〒143-0016 東京都大田区大森北 4 丁目 10 番 7 号 TEL 03 - 3768 - 4722 FAX 03 - 3768 - 6722

令和 8 年度診療報酬改定に係る要望書
(超音波エラストグラフィーの要件の見直し)

申請団体 一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会

代表理事 会長 横地 常広

令和 7 年 10 月 3 日

＜ 技 術 名 ＞	
医療技術評価： 超音波エラストグラフィーの要件の見直し	
＜ 概 略 ＞	
乳がん診療においてマンモグラフィー、超音波検査は活用頻度の高い検査である。乳腺が発達している 40 歳以下の女性には、マンモグラフィーより超音波検査が向いているといわれているが、画像読影が難しく、正確な読影には医師や技師の経験に頼る部分が多い。この欠点を補うために、組織の固さを画像で表現するエラストグラフィー（Ultra Sound Elastography：超音波組織弾性映像法）を組み合わせることで診断精度が向上するため、診療報酬として加算を要望する。	
現 行	特掲診療料 第 3 部 検査 第 3 節 生体検査料 超音波検査等 D215-3 超音波エラストグラフィー 200 点 （肝硬変の患者に対し、肝臓の線維化の程度を非侵襲的に評価した場合に、原則として 3 月に 1 回に限り算定する。）
改定の 必要性 と根拠	乳がん検査においては、マンモグラフィーが第一選択となる場合が多いが、マンモグラフィーは乳腺が発達している 40 歳以下の女性には適さない。そのため、この年齢層には超音波検査が向いているといわれている。ただし、超音波検査での画像読影は難しく、正確な読影は医師や技師の経験に頼る部分が多い。そのためか、超音波を用いた乳がん検診では、要精査（精密検査が必要）率が高いという傾向がある。すなわち、乳がんではないのに、乳がんを疑われる擬陽性の多さが問題となっている。そこで、鑑別診断の一つであるエラストグラフィー（Ultra Sound Elastography：超音波組織弾性映像法）が応用されている。エラストグラフィーは組織の硬さをリアルタイムで画像化する。良性病変に比べてがん組織が“より硬い”ことを利用してがんを検出する技術である。エラストグラフィーを使用することで、超音波による乳がん診断の精度が大幅に向上することが、臨床研究により実証されている。診断の精度が向上すれば、患者診療に大きく貢献でき、さらに医療費の削減にもなる。これらを踏まえ、乳がん検査にエラストグラフィーが加われば国民へ安全かつ良質な医療を提供できる。
改定 (案)	特掲診療料 第 3 部 検査 第 3 節 生体検査料 超音波検査等 D215-3 超音波エラストグラフィー 要件の追加：<u>超音波エラストグラフィーについて、乳がんの鑑別で実施した場合は 200 点を所定点数に加算する。</u>
連絡先	益田 泰蔵 一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会 〒143-0016 東京都大田区大森北 4 丁目 10 番 7 号 TEL 03 - 3768 - 4722 FAX 03 - 3768 - 6722

令和 8 年度診療報酬改定に係る要望書
(婦人科材料等液状化検体細胞診加算の増点)

申請団体 一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会

代表理事 会長 横地 常広

令和 7 年 10 月 3 日

＜ 技 術 名 ＞	
医療技術評価： 婦人科材料等液状化検体細胞診加算の増点	
＜ 概 略 ＞	
LBC は試料採取時・標本作製時のエラーや鏡検時（スクリーニングまたは同定）のエラーの発生を軽減することが可能であり、米国においては婦人科細胞診の 90%以上が本法により実施されている。一方わが国では 10 数パーセントの導入割合で年々微増してきているが、細胞診の診断精度の向上のためにさらなる普及が必要である。平成 26 年度の診療報酬改定により液状化検体細胞診（LBC）が算定可能となり、令和 6 年度診療報酬改定において現在の 45 点となったが、実際に必要とするコストの間に大きな乖離があるため増点を要望する。	
現 行	医科診療報酬点数 第 2 章 特掲診療料 第 13 部 病理診断 第 1 節 病理標本作成料 N004 細胞診 注 1 1 について（婦人科材料等によるもと）、固定保存液に回収した検体から標本を作製して、診断を行った場合には、婦人科材料等液状化検体細胞診加算として、45 点を所定点数に加算する。
改定の 必要性 と根拠	普及に影響を与える要素として LBC 標本作成に係る費用がある。標本作成に必要な材料原価については様々な調査がありキットによっても異なる。 ・調査実施期間 令和 5 年 11 月～令和 5 年 6 月 ・調査対象期間 令和 4 年 1 月 1 日～令和 4 年 12 月 31 日の 1 年間 もしくは最近の一定期（概ね 1 ヶ月以上） ・調査実施団体 日本臨床衛生検査技師会 ・調査回答施設 医療機関 23 施設 (100 床未満:1 施設、100-400 床:6 施設、400 床を超える施設:16 施設) ・調査方法 コスト調査票（ファイル）を配布 ・1 検査あたりのコスト内訳（水道光熱費、建物代は含まない） ・人件費 ・試薬 ・消耗品費 ・装置費 人件費については、実働時間（分）に臨床検査技師の分給額（72 円）を乗じて算出。 臨床検査技師の分給については、人事院国家公務員の給与/賞与に加え、医療機関負担分の現金給与以外の労働費用（社会保険費用等）も加えた費用から算出。 現在診療報酬の設定がある N004 細胞診 注 2 で液状化検体細胞診加算として設定してある 100 点を要望する。
改定 (案)	医科診療報酬点数 第 2 章 特掲診療料 第 13 部 病理診断 第 1 節 病理標本作製料 N004 細胞診 注 1 1 について（婦人科材料等によるもの）、固定保存液に回収した検体から標本を作製して、診断を行った場合には、婦人科材料等液状化検体細胞診加算として、<u>100 点を所定点数に加算する。(45 点→100 点)</u>
連絡先	益田 泰蔵 一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会

	〒143-0016 東京都大田区大森北 4 丁目 10 番 7 号 TEL 03 - 3768 - 4722 FAX 03 - 3768 - 6722
--	--

令和 8 年度診療報酬改定に係る要望書
(DPC/PDPS における迅速細胞診の出来高算定への見直し)

申請団体 一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会

代表理事 会長 横地 常広

令和 7 年 10 月 3 日

＜ 技 術 名 ＞	
医療技術評価：DPC/PDPS における迅速細胞診の出来高算定への見直し	
＜ 概 略 ＞	
現状、迅速細胞診は DPC/PDPS 包括項目となっている。迅速細胞診は、手術中に採取された検体の一部から細胞診標本作製し、手術の方針決定等に関与する重要な検査である。その重要性から、DPC/PDPS 包括項目ではなく出来高算定として評価することを要望する。	
現 行	特掲診療料 第 13 部 病理診断 第 1 節 病理標本作製料 N003-2 迅速細胞診 1 手術中の場合（1 手術につき） 450 点 2 検査中の場合（1 検査につき） 450 点 迅速細胞診は、手術又は気管支鏡検査（超音波気管支鏡下穿刺吸引生検法の実施時に限る。）の途中において腹水及び胸水等の体腔液又は穿刺吸引検体による標本作製及び鏡検を完了した場合において、1 手術又は 1 検査につき 1 回算定 する。 DPC/PDPS において 第 13 部 病理診断 （第 1 節 病理標本作製）※N003 除く：包括 ※N003 術中迅速病理組織標本作製：出来高 （第 2 節 病理診断・判断料）：出来高
改定の 必要性 と根拠	DPC/PDPS における出来高算定となっている術中迅速病理組織標本作製と同様に、迅速細胞診は疾病のタイムリーな確定診断に大きく寄与している。また、標本作製や検鏡検査の際には個別に臨床検査技師等の対応が必要となるため、出来高算定として頂きたい。
改定 (案)	DPC/PDPS における出来高算定項目へ変更 迅速細胞診を追加する
連絡先	益田 泰蔵 一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会 〒143-0016 東京都大田区大森北 4 丁目 10 番 7 号 TEL 03 - 3768 - 4722 FAX 03 - 3768 - 6722

令和 8 年度診療報酬改定に係る要望書

(血液採取料 (静脈) の増点)

申請団体 一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会

代表理事 会長 横地 常広

令和 7 年 10 月 3 日

< 技 術 名 >	
医療技術評価：血液採取料 (静脈) の増点	
< 概 略 >	
現行の診療報酬において、血液採取料は「D400 血液採取 (1 日につき)」に記載されており、令和 6 年度の改定で 37 点から 40 点に改定されたが、依然とし手技料並びに原材料の価格に達していない状況である。	
現 行	特掲診療料 第 3 部 検査 第 4 節 診断穿刺・検体採取料 D400 血液採取 (1 日につき) 1. 静脈 40 点
改定の 必要 性と根拠	国民への安全かつ良質な医療を提供するためにも、採取手技料 (技術料) 並びに血液採取に必要な機器、機材、器具などの必要経費については、実費相当額を診療報酬として考慮していただきたい。 ・調査対象期間 平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日もしくは最近の一定期間 ・調査実施団体 日本臨床衛生検査技師会 日本臨床検査医学会 ・調査回答施設 医療機関 129 施設 (100 床未満：40 施設、100-400 床：66 施設、400 床を超える施設：85 施設) ・調査方法 コスト調査票 (ファイル) を配布 ・1 検査あたりのコスト内訳 (水道光熱費、建物代は含まない) ・人件費 ・試薬・消耗品費 ・装置費 ・1 検査あたりのコスト試算方法 検査一件あたりのそれぞれの費用を直接調査。ただし、他の検査項目と共有している物品等については検査実績に応じて按分。 コスト調査では中央値が 496 円であり、50 点への増点を要望する。
改定 (案)	特掲診療料 第 3 部 検査 第 4 節 診断穿刺・検体採取料 D400 血液採取 (1 日につき) <u>1. 静脈 40 点→50 点</u>
連絡先	益田 泰蔵 一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会 〒143-0016 東京都大田区大森北 4 丁目 10 番 7 号 TEL 03 - 3768 - 4722 FAX 03 - 3768 - 6722

令和 8 年度診療報酬改定に係る要望書
(鼻腔・咽頭拭い液採取料の増点、並びに採取材料の追加)

申請団体 一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会

代表理事 会長 横地 常広

令和 7 年 10 月 3 日

< 技 術 名 >	
医療技術評価：鼻腔・咽頭拭い液採取料の増点	
< 概 略 >	
平成 28 年の改定において鼻腔・咽頭拭い液採取料 5 点が新設された。法改定により臨床検査技師も実施できるようになり、現場での実施も進んでいる中、令和 4 年度改定において 25 点に増点されたものの、実際の検体採取に要する時間に比し点数設定が低いため増点を要望する。また、同法改定により皮膚の検体採取も実施可能となったが、現在診療報酬に収載されておらず、検体採取料に追加することを要望する。	
現 行	特掲診療料 第 3 部 検査 第 4 節 診断穿刺・検体採取料 D419 その他の検体採取 6. 鼻腔・咽頭拭い液採取 25 点
改定の 必要性 と根拠	平成 26 年の「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」により「臨床検査技師等に関する法律」が改定され“鼻腔拭い液、鼻腔吸引液、咽頭拭い液その他これらに類するものを採取する行為”が臨床検査技師の業務として認められた。また医師や看護師の業務として行われている施設のタスク・シフト/シェアを進める上でも増点し臨種検査技師にシフトすることを推進する。 同様に同法改定により“表皮並びに体表及び口腔の粘膜を採取する行為（生検のためにこれらを採取する行為を除く。）”、“皮膚並びに体表及び口腔の粘膜の病変部位の膿を採取する行為”“鱗屑、痂皮その他の体表の付着物を採取する行為”も臨床検査技師の業務に追加されたが、現在、診療報酬に収載されておらず新設を要望する。 ●鼻腔・咽頭拭い液採取の根拠 依頼を受け準備、患者への説明から検体採取まで概ね 5 分程度と試算 臨床検査技師 人件費 72 円/分 より 350 円の経費が必要であり、35 点への増点を要望する。
改定 (案)	特掲診療料 第 3 部 検査 第 4 節 診断穿刺・検体採取料 D419 その他の検体採取 6. 鼻腔・咽頭拭い液採取 <u>25 点→35 点</u>
連絡先	益田 泰蔵 一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会 〒143-0016 東京都大田区大森北 4 丁目 10 番 7 号 TEL 03 - 3768 - 4722 FAX 03 - 3768 - 6722

令和 8 年度診療報酬改定に係る要望書
(脊髄誘発電位測定等加算 (術中モニタリング検査) の増点)

申請団体 一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会

代表理事 会長 横地 常広

令和 7 年 10 月 3 日

< 技 術 名 >	
医療技術評価：脊髄誘発電位測定等加算 (術中モニタリング検査) の増点	
< 概 略 >	
現行の診療報酬において、術中における神経モニタリングは「K930 脊髄誘発電位測定等加算」に記載されており、脳、脊椎、脊髄又は大動脈瘤の手術に用いた場合 3,630 点となっている。令和 2 年度診療報酬改定において、3,130 点から 3,630 点に増点されたが、依然として費用が見合っていないため増点を要望する。また、タスク・シフト/シェアの観点からも増点し臨床検査技師へシフトすることを推進するために要望する。	
現 行	特掲診療料 第 10 部 手術 第 3 節 手術医療機器加算 K930 脊髄誘発電位測定等加算 1 脳、脊椎、脊髄又は大動脈瘤の手術に用いた場合 3,630 点
改定の 必要性 と根拠	術中モニタリングは安全に手術を行うための重要な手段であり、現在は医療安全の観点からも必須とされている。一件当たりの手術時間内の臨床検査技師の拘束時間約 7 時間である。さらに、針電極などの消耗品は単回使用のものが多く 25,000 円程度と高価である。一件の手術にかかる消耗品と人件費、機器の減価償却費を考えると採算が取れていない現状があり、診療報酬の増点を要望する。さらに、臨床検査技師の検査技術の提供で精度と管理が確保でき医療安全を確保できることは、医師の手術の安全性と患者診療に大きく貢献できることになる。これらを踏まえ、術中にチーム医療の一環で神経モニタリングに加われば国民へ安全かつ良質な医療を提供できる。 装置 (脊髄誘発電位測定装置)、価格 500 万円 減価償却費/年 (期間は 10 年) 50 万円、1 検査当たりの価格は 2,083 円 (1 日 1 件、月 20 件、年 240 件で算出)、消耗品：針電極 25,000 円 人件費：検査に掛かる実働時間として 7 時間 (臨床検査技師の場合は分給 72 円を乗じた場合、30,240 円) の人件費と減価償却費を考慮して増点要望をする。 以上より、臨床検査技師が術中で検査を実施し監視した場合、1 検査あたり 57,323 円である。
改定 (案)	特掲診療料 第 10 部 手術 第 3 節 手術医療機器等加算 K930 脊髄誘発電位測定等加算 <u>1 脳、脊椎、脊髄又は大動脈瘤の手術に用いた場合 3,630 点 → 5,730 点</u>
連絡先	益田 泰蔵 一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会 〒143-0016 東京都大田区大森北 4 丁目 10 番 7 号 TEL 03 - 3768 - 4722 FAX 03 - 3768 - 6722

令和 8 年度診療報酬改定に係る要望書
(臨床検査技師による病棟検査業務実施加算の新設)

申請団体 一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会

代表理事 会長 横地 常広

令和 7 年 10 月 3 日

＜ 技 術 名 ＞	
医療技術評価： 臨床検査技師による病棟検査業務実施加算の新設	
＜ 概 略 ＞	
近年、急激な医療の発展に伴い、安心安全な医療を求める患者家族が増える一方、高い専門性を持つ医療従事者が協働し、患者中心の医療を実践するチーム医療を推進することの重要性が認識されるようになった。また、その医療の高度化や複雑化に伴う業務の増大により医師・看護師を中心とした医療現場の疲弊が指摘されるなど、医療の在り方が根本的に問われているところである。それらの背景のもと、当会では臨床検査技師も現状の臨床検査結果を返すだけの業務から、さらに積極的なチーム医療の展開を図るために直接患者のいる現場に赴き臨床検査行為を施す「臨床検査技師による病棟業務」の推進を図っているところである。今回の提案では医療資源（人材）の効果的かつ効率的な活用方策および患者サービスの向上の目的として「臨床検査技師による病棟検査業務実施加算」の新設であるが、臨床検査技師が医療従事者の負担軽減及び医療安全・臨床検査値の品質保証・患者臨床検査情報の管理の有効性に資する業務を実施していることに評価して算定することとしている。	
現 行	設定なし
改定の 必要性 と根拠	臨床検査技師による病棟業務実施に関しては、当会で平成 26 年度に開催した病棟業務検証委員会に置いて病棟における様々な臨床検査業務の洗い出しを行い、さらに平成 27 年から 28 年にかけていくつかの実地検証施設において業務量（時間）などを抽出したところである（資料 1）。この中で、一人の臨床検査技師が病棟に在中した場合、毎日 6 時間以上の業務量があることが判明している。もちろん臨床検査技師が病棟に在中した場合の医師・看護などのメディカルスタッフの業務負担の軽減に繋がることも様々なアンケート調査からも出ている（資料 2・3）。 医師や看護師等の病棟スタッフは安心安全を求める現在の医療体制に多忙な状況であり、日々進化する臨床検査へ対応する余裕がない現状を作り出している。多くの病棟スタッフにも臨床検査のことは臨床検査の専門家に任せたいとする要求が多いのも確かである。 このような状況やチーム医療をより一層推進させるために、病棟における臨床検査技師の在駐は必要と考え「臨床検査技師による病棟検査業務実施加算」の新設を要望するものである。 点数設定にあたっては一週間に 20 時間相当以上病棟に常駐し臨床検査業務を実施している場合に 100 点を加算とすることを要望する。
改定 (案)	基本診療料 第 2 部 入院料等 第 2 節 入院基本料等加算 <u>入院基本料等加算に病棟検査業務実施加算を新設し、100 点（週 1 回）を設定する</u>
連絡先	益田 泰蔵 一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会 〒143-0016 東京都大田区大森北 4 丁目 10 番 7 号 TEL 03 - 3768 - 4722 FAX 03 - 3768 - 6722

令和 8 年度診療報酬改定に係る要望書

(認知症ケア加算要件変更)

申請団体 一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会

代表理事 会長 横地 常広

令和 7 年 10 月 3 日

< 技 術 名 >	
医療技術評価： 認知症ケア加算算定要件 必須職種へ臨床検査技師の追加	
< 概 略 >	
日本の喫緊の課題である認知症対策の中で、適切な教育を受けた臨床検査技師を認知症ケアチーム設置要件に加えていただきたいと考えている。認知症患者への適切なケアの実施に向けて、検査の専門職が認知症の症状や全身状態に関する検査データの説明および解釈を行うことは有益である。さらに、本件は医師等の負担軽減に資することであり、設置要件変更を要望する。	
現 行	A247 認知症ケア加算 1 および 2 における算定要件
改定の 必要性 と根拠	厚生労働省研究班の発表によれば、2022 年時点で認知症高齢者は約 443 万人と推計されており、今後も徐々に増えていくと見込まれています。認知症は国をあげて取り組むべき課題であり、2024 年 1 月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。この中で、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるように、認知症に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくことが掲げられており、基本的施策として以下の 12 項目を設定しています。そのうち、私たち臨床検査技師が積極的に関与していける項目（関与しなければならない項目）は「保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等」、「研究等の推進等」、「認知症の予防等」と考えています。日臨技では、このような認知症に関する社会的な要請に対応できるようにするために、平成 26 年度から認定認知症領域検査技師制度を運営してきました。臨床検査技師が認知症に関する専門的な知識を有し、認知症を発症する多様な疾患の診断や全身状態を把握するために実施される検査結果について、患者の QOL を保つための提言を行う唯一の専門家として活躍できるように、研修会を開催して教育を行っています。認知症医療の現場や、さらに一歩進んで在宅医療の現場まで活躍できる臨床検査技師の育成に、今後はつなげていきたいと考えています。 認知症対策は正確な診断から適切な治療・ケアにつなげることが大事であり、それには臨床検査と我々、臨床検査技師の関与がとても重要となっています。認知症ケアチームに適切な教育を受けた臨床検査技師が加わり、認知症の症状や全身状態に関する検査データの説明と解釈を行うことで、適切な認知症ケアの実施につながります。その結果、患者の QOL が維持・向上し、ひいては医療費の増大を抑制する効果も大きいと考えられます。さらに、医師等の負担軽減（タスク・シフト）に資することであり、認知症ケアチームの設置要件の必須職種に臨床検査技師を加えていただくことを要望します。
改定 (案)	基本診療料 第 2 部 入院料 第 2 節 入院基本料等加算 A247-1 認知症ケア加算 1 ①専任の常勤医師 ②専任の常勤看護師（適切な研修を修了した者）③専任の常勤社会福祉士又は常勤精神保健福祉士 ④<u>専任の臨床検査技師（適切な研修を修了した者）</u> A247-2 認知症ケア加算 2 ①研修を受けた複数の看護師の常勤配置 ②<u>研修を受けた臨床検査技師の常勤配置</u>
連絡先	益田 泰蔵 一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会 〒143-0016 東京都大田区大森北 4 丁目 10 番 7 号

	TEL 03 - 3768 - 4722	FAX 03 - 3768 - 6722
--	----------------------	----------------------

令和 8 度診療報酬改定に係る要望書
(在宅臨床検査迅速実施包括加算の新設)

申請団体 一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会

代表理事 会長 横地 常広

令和 7 年 10 月 3 日

＜ 技 術 名 ＞	
医療技術評価： 在宅臨床検査迅速実施包括加算の新設	
＜ 概 略 ＞	
現行の医療制度において病院等の医療機関では外来迅速検体検査加算が設定され適切な臨床検査を迅速に実施し報告された臨床検査結果を、当日中に患者へ説明を行うことで医療の質と患者満足度の向上に役立っているところである。一方在宅で実施される臨床検査についても迅速な結果の報告と共に適切な検査説明は在宅における患者並びに家族の安心と適切な医療に必要不可欠である。これらは、政府が進める地域包括ケアシステムの構築を推進することとなる。特に、在宅においても迅速な検査結果が求められる貧血の検査（血球算定）や炎症反応（C 反応蛋白：CRP）、抗凝固薬（PT-INR）、心電図、超音波検査等があげられる。精度の高い臨床検査を実施しその結果を在宅医に報告することで、迅速・適切な診療が出来、病院への緊急搬送を少なくすることで医療費削減に寄与できる。今回の要望としては精度の高い臨床検査を適切な管理者の下で検査し実施日のうちに説明および当該検査に基づく診療が行われた場合は「在宅臨床検査迅速包括加算」として「所定点数合算の 100 分の 10 に相当する点数を加算すること」を要望する。	
現 行	設定なし
改定の 必要性 と根拠	団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年に向けて政府は重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように「地域包括ケアシステム」の構築を推進している。各都道府県では 2 次医療圏の設定などの対策を進めているところである。一方、様々なアンケート結果より、わが国民は医療環境の整っていない在宅での長期的な療養を望んでいない結果も出ている。また、在宅での患者の医療必要度は重大なものから軽微なものまでと様々なであり、それぞれに対応する必要がある。今回の要望では医療必要度の高い患者へは臨床検査の必要性は最も高く、在宅の現場で実施された臨床検査結果をもとに迅速な対応ができるものと期待する。特に適切な臨床検査を行い病院などへの緊急搬送を避けることが患者にとっても有用であり、医療費の削減にも繋がっていくと考えている。在宅では医師を始めとする多職種が連携を取りながら効率よく医療を実施することが必要であり、医師は診療に専念し必要な臨床検査を適切に実施するには臨床検査技師が担うのが一番と考える。 これらを踏まえ、国民へ安全かつ良質な医療を提供する上で、在宅での臨床検査迅速実施包括加算が必要と考えており、今回の要望としては精度の高い臨床検査を臨床検査技師などの下で検査し実施日のうちに説明および当該検査に基づく診療が行われた場合は「在宅臨床検査迅速実施包括加算」として「所定点数合算の 100 分の 10 に相当する点数を加算すること」を診療報酬として新設する。
改定 (案)	特掲診療料 第 2 部 在宅医療 第 1 節 在宅患者診療・指導料 所定点数合算の 100 分の 10 に相当する点数を加算する。
連絡先	益田 泰蔵 一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会 〒143-0016 東京都大田区大森北 4 丁目 10 番 7 号 TEL 03 - 3768 - 4722 FAX 03 - 3768 - 6722

令和 8 度診療報酬改定に係る要望書
(持続血糖測定器加算における算定要件の職種への追加)

申請団体 一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会
代表理事 会長 横地 常広
令和 7 年 10 月 3 日

＜ 技 術 名 ＞	
医療技術評価：持続血糖測定器加算における算定要件の職種への追加	
＜ 概 略 ＞	
日本における糖尿病患者は、近年の生活習慣等の変化に伴い急増しており、脳卒中や心血管疾患などの進展、発症にも関係していることが知られている。また糖尿病を放置すると腎症や神経障害などの合併症も引き起こす。そのため糖尿病患者への生活習慣の改善等の療養支援は重要な課題である。臨床検査技師も糖尿病指導に携わってきており、自己血糖測定導入時や糖尿病教室（集団指導）の指導のみならず、在宅医療へ変わりゆく中で活躍する場も移行してきている。 一方、2024 年 4 月から始まる医師の時間外労働の上限規制においては、臨床検査技師へのタスク・シフト/シェアを推進するため法改正が行われ、業務範囲が拡大した。その拡大した業務に「持続皮下グルコース」が追加された。 今後の糖尿病対策に寄与するためにも、臨床検査技師の業務が診療報酬上認めてもらうことが重要である。	
現 行	○ 特掲診療料 第 2 部 在宅医療 第 2 節 在宅療養指導管理料 第 2 款 在宅療養指導管理材料加算 C152-2 持続血糖測定器加算における、間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合の算定要件として、下記を満たしている必要がある。 （算定要件）糖尿病治療に関し、治療持続皮下インスリン注入療法従事経験 2 年以上で、適切な研修を修了した常勤の<u>看護師/薬剤師</u>
改定の 必要 性と根拠	臨床検査技師は、これまでも下記のような糖尿病に関連する業務を実施してきている。 ・自己血糖測定（SMBG）→導入時の指導、データのグラフ化、機器点検やトラブル時対応。 ・糖尿病教室（集団指導）→カンパセーションマップを使用する例もある。 →カンパセーションマップとは、会話をするための地図を囲んで、糖尿病患者やそのご家族などがグループを作って、知識や体験から糖尿病を学ぶ学習教材。 ・個別指導→教育入院患者のみでなく、外来でも必要時には個別指導を実施。 ・持続血糖測定器→装着指導、データ解析、血糖変動の指導。 糖尿病対策をさらに進め、タスク・シフト/シェアの観点からも臨床検査技師が実施した場合に診療報酬上算定できることを明確にする必要がある。さらに糖尿病対策が進めば糖尿病関連の医療費の増大を抑制する効果も期待できる。 そのために、持続血糖測定器加算の算定要件の職種として、臨床検査技師を加えていただくことを要望する。
改定 (案)	○ 特掲診療料 第 2 部 在宅医療 第 2 節 在宅療養指導管理料 第 2 款 在宅療養指導管理材料加算 C152-2 持続血糖測定器加算における、間歇注入シリンジポンプと連動しない持続血糖測定器を用いる場合の算定要件に<u>臨床検査技師を追加</u>。 （算定要件）糖尿病治療に関し、治療持続皮下インスリン注入療法従事経験 2 年以上で、適切な研修を修了した常勤の<u>看護師/薬剤師/臨床検査技師</u>

連絡先	益田 泰蔵 一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会 〒143-0016 東京都大田区大森北 4 丁目 10 番 7 号 TEL 03 - 3768 - 4722 FAX 03 - 3768 - 6722
-----	--